

# お知らせ

## 委員募集

【情報公開・個人情報保護審議会】

情報公開条例および個人情報保護条例に基づく制度の適正かつ円滑な運営を図るため、検討・審議します。

定4人(選考)

対市内在住で、令和元年10月1日現在18歳以上の方

■任期10月1日～令和3年9月30日(年4回程度開催)

申8月14日(必着)までに、郵送、ファクスまたは直接、小論文(800字以内・課題Ⅱ)市民にとっての情報公開及び個人情報保護(・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し)、総務課情報公開係(〒184-8504住所不要・184-8504住所不要・市役所第二庁舎6階☎042-387-1992 FAX 042-387-1271)へ

## 【芸術文化振興計画策定委員会】

芸術文化振興条例第8条に基づき、第2次芸術文化振興計画の策定を行うため、検討・審議します。

定4人(選考)

対市内在住で、令和元年7月1日現在18歳以上の方

■任期依頼の日(令和3年3月31日)

■応募用紙配布場所7月16日から、コミュニティ文化課、はけの森美術館、図書館本館、公民館各館、東小金井駅開設記念会館ほか、市ホーム

ページ

申8月16日(消印有効)までに、郵送または直接、小論文(千200字以内・課題Ⅱ「まちはみんなのミュージアム」構想を考える)と応募用紙(必要事項を記入)をコミュニティ文化課文化推進係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階☎042-387-9992)へ

◇共通◇  
■報酬1万円(1回)  
他▽市が設置する附属機関等

の委員は、原則2つまで▽小論文は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

## 小金井市民交流センターの指定管理者を募集

詳細は市ホームページをご覧ください。

指定管理対象施設小金井市民交流センター(本町6-14-145)

指定期間令和2年4月1日～令和7年3月31日

業務内容小金井市民交流センターの運営・管理業務

応募資格法人、その他の団体。共同事業者も可(個人での応募はできません)

選定方法指定管理者選定委員会が審査を行い、候補者を選定します(第1次書類審査。第2次プレゼンテーション・ヒアリング審査)

募集要項等配布7月16日～8月16日に、市ホームページ

応募期間8月19日～21日に、提出書類を、直接または

郵送(必着)でコミュニティ文化課へ

【現地説明会】8月13日(火)午前10時から

所小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)大ホール

募集内容、施設概要等の説明および施設見学

お問い合わせ先 進係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階☎042-387-9923)

# 後期高齢者医療保険制度のお知らせ

### 【保険証の更新】

医療機関での窓口負担(一部負担金の割合)は、毎年8月に前年の所得により見直します。(7月までは前々年の所得により判定されています)

一部負担金の割合が変わる方には、7月末までに新しい保険証を簡易書留で送付します。旧保険証は同封する封筒で返却してください。

割合が変わらない方には、新しい保険証は送付しません。現在お持ちの保険証を続けてお使いください。

### 【一部負担金の割合について】

本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が、145万円以上の方の一部負担金の割合は3割です。

また、障害認定を受けた昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の賦課の基となる所得金額の合計額が210万円以下の場合、1割負担となります。

ただし、一人世帯で収入が383万円未満の場合、または本人および同一世帯の被保険者(被保険者でない70歳～74歳の方を含む)の方の収入合計が520万円未満の場合は、申請により1割負担となります。

該当する方には、基準収入額適用申請書を送付しています。

※住民税課税所得は、「市民税・都民税納税・税額決定通知書」の課税標準額でご確認ください

### 【減額認定証・限度額適用認定証の更新】

#### 【①住民税非課税世帯の方へ】

被保険者で住民税非課税世帯の方には、申請により、入院時の食事代や保険適用の負担が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

### 【②自己負担割合が3割の方へ】

同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方には、申請により、保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される限度額適用認定証を交付します。

### ◇①②共通◇

有効期限はいずれも7月31日です。現在交付されている方で各交付条件に該当する方は、改めて申請する必要はありません。7月末までに新しい認定証を送付します。

■交付条件①住民税非課税世帯の方②同一世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方

### 【保険料均等割額の軽減特例の見直し】

年金収入80万円以下などの要件を満たす方の保険料均等割額の軽減率は法令上7割軽減ですが、これまで特例的に9割軽減としていました。

この特例措置は、世代間の負担の公平等を図る観点から、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせて制度本来の仕組みに戻すこととされています。

今回の見直しで、均等割額が9割軽減となっていた方は、令和元年度から8割軽減に変わります。

保険料が特別徴収(年金天引き)の方は、年度の前半(4～8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10～2月)で年間の保険料を調整します。引き落とし額への影響は10月からです。

医療保険を将来にわたり安心できる制度にするため、ご理解をお願いします。

### ◇全項共通◇

☎保険年金課高齢者医療係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9834)

### ◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※保育あり(要事前申込)

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
市民参加推進会議	7月18日(木) 18:00～	市役所本庁舎3階第一会議室	提言に対する市長意見について ほか	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)
男女平等推進審議会(※)	7月25日(木) 9:30～	市役所本庁舎3階第一会議室	男女共同参画施策の推進について	企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)
情報公開・個人情報保護審議会	7月25日(木) 18:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	個人情報保有等届け出の報告、諮問について	総務課情報公開係 (☎042-387-9926)
地域公共交通会議	7月26日(金) 10:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	CoCoバス再編事業(再編運行基準案、地域懇談会)について ほか	交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)
公立保育園運営協議会(※)	7月27日(土) 15:30～	市役所第二庁舎8階801会議室	公立保育園の現状確認と保護者が求める事業について	保育課保育係 (☎042-387-9846)
消防団運営審議会	7月29日(月) 18:30～	市役所本庁舎3階第一会議室	消防団員の改選方法について ほか	地域安全課防災消防係 (☎042-387-9807)
子ども・子育て会議(※)	7月29日(月) 19:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	次期計画策定等について	子育て支援課子育て支援係 (☎042-387-9836)
消費生活審議会	7月30日(火) 14:00～	前原暫定集会施設1階A会議室	これからの消費者行政の在り方について	経済課消費生活係 (☎042-387-9831)
保育計画策定委員会(※)	7月31日(水) 19:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	保育計画の策定について	保育課保育係 (☎042-387-9846)

## マンホールカードを再配布します

平成29年8月1日に初めて発行したマンホールカードを再配布します。※事前予約や郵送はできません



カード表



カード裏

■配布開始日 7月22日(月)

■配布場所等 月曜～金曜日=下水道課(市役所第二庁舎4階)、土曜・日曜・祝日=商工会館1階受付※いずれも午前9時～午後5時(正午～午後1時除く)

■配布枚数 1人1枚(配布枚数に限りがあります)

☎下水道課業務設備係(☎042-387-9828)